

アルケイアー記録・情報・歴史
第六号 二〇一二年三月 四九―七五頁
南山大学史料室

戦時下アメリカのジュニアカレッジにみられる

アクレデイトーション問題

―イールズ文書「ウォータタイム・レターズ」の分析―

林 雅代

Accreditation through the Eyes of
Junior College Administration in the Wartime:
An Analysis of *Wartime Letters* by Walter C. Eells

HAYASHI Masayo

archeia: documents, information and history

No.6 March, 2012 pp.49-75

Nanzan University Archives

戦時下アメリカのジュニアカレッジにみられるアクレディテーション問題

—イールズ文書「ウォータイク・レターズ」の分析—

林 雅代

はじめに

筆者は、先の論考において、占領期の一九四七年四月から一九五一年三月まで、連合国軍最高司令官総司令部民間教育情報局（以下CIE）高等教育顧問を務めたウォルター・イールズ（Walter Crosby Eells, 一八八六一—一九六三）に注目し、高等教育顧問就任前の経歴において、どのようにアクレディテーションの重要性への認識を高めたかについて検討した。¹

「一九四四年退役軍人援助法」(Serviceman's Readjustment Act of 1944、以下、GIBIL)の制定や施行が、アメリカ高等教育におけるアクレディテーション・システムの進展をもたらしたことは、先行研究において指摘されているが、その内実についてはほとんど明らかにされてはいない。これを明らかにすることは、戦後高等教育改革におけるアクレディテーション団体（大学基準協会）の設立を、当時のアメリカ側の事情という観点から検討する必要性との関わりでも重要であるといえる。²このような問題意識に照らして、筆者は、大学基準協会設立を

推進した人物の一人であるイールズが、高等教育顧問就任前の一九四五年から一九四七年まで務めていた退役軍人管理局 (Veterans' Administration、以下、VA) での外国教育課長 (Chief of the Foreign Education Division, Veterans' Administration) として、活動する中で、アクレディテーションに関連する経験を検討した。その結果、G I ビルの施行は、アメリカ人学生による海外の教育機関の利用をもたらし、海外の教育機関についてもアクレディテーションが重要性を持つようになったと考えられること、また、そもそもG I ビルの施行以前から行われていた高等教育機関による米兵に対する教育の実施が、アクレディテーション進展の背景にあったと考えられることを指摘した。

この知見をふまえ、本稿では、残された課題となっていた、VA 外国教育課主任就任以前の一九三八年から一九四五年にかけて、アメリカ・ジュニアカレッジ協会事務局長 (Executive Secretary, American Association of Junior Colleges、以下AAJC) であったイールズの、アクレディテーションに関わる経験と認識について検討し、この時期のアクレディテーションとはどのようなものであったのかを明らかにする一助としたい。

一九四七年五月、当時CIE 高等教育顧問であったイールズは、第一回大学設立基準設定連合協議会での講演の中で、アクレディテーションに関わる自身の経験について、「私はアメリカにおきまして多年大学基準の適用 (アクレディテーション) ということに興味をもちまして、中等学校、単科大学、大学に対する基準の適用ということにつきまして長い経験をもつております⁴⁾と述べている。彼は、ジュニアカレッジを専門とする高等教育研究者であり、とりわけアメリカ・ジュニアカレッジ協会事務局長時代には、ジュニアカレッジに関わる行政的な実務を担っていた。彼がいうところの「長い経験」のある部分は、こうした立場に由来するものであったのではないか。本稿では、中でも、米軍と高等教育機関の連携が深まった戦時期の、彼のアクレディテーションに関わる経験に注目することとする。

表1 *Wartime Letters* 各号の発行年月日とページ数

号	刊行年月日	ページ数
1	March 30, 1942	2
2	April 30, 1942	3
3	May 9, 1942	2
4	May 28, 1942	5
5	June 20, 1942	6
6	August 6, 1942	5
7	September 12, 1942	7
8	October 3, 1942	9
9	October 19, 1942	8
10	October 31, 1942	12
11	November 17, 1942	6
12	December 1, 1942	10
13	December 23, 1942	5
14	January 9, 1943	4
15	February 10, 1943	20
16	March 4, 1943	5
17	March 19, 1943	7
18	April 7, 1943	10
19	April 24, 1943	7
20	May 8, 1943	5
21	June 19, 1943	9
22	July 10, 1943	5
23	July 28, 1943	6
24	August 20, 1943	5
25	September 25, 1943	8
26	October 9, 1943	6
27	November 12, 1943	7
28	December 9, 1943	13
29	December 22, 1943	7
30	January 18, 1944	10
31	February 9, 1944	9
32	February, 21, 1944	6
33	March 9, 1944	12
34	March 18, 1944	7
35	April 21, 1944	8
36	May 13, 1944	14
37	June 7, 1944	13
38	June 17, 1944	8
39	July 1, 1944	6
40	July 27, 1944	11
41	August 16, 1944	9
42	September 15, 1944	8
43	September 20, 1944	2
44	October 20, 1944	14
45	November 8, 1944	3
46	December 7, 1944	8
47	January 1, 1945	12
48	January 30, 1945	18
49	February 2, 1945	16
50	February 26, 1945	5
51	March 9, 1945	5
52	March 30, 1945	12
53	May 8, 1945	4

料として注目される。よって、本稿では、これを分析対象とした。アメリカ・ジュニアカレッジ協会会員であるジュニアカレッジ学長らに、戦時体制下の政府や米軍、およびジュニアカレッジの動向を伝えた通信であり、アクレディテーションに関わるイールズの経験を分析する上で、重要な史料として注目される。よって、本稿では、これを分析対象とした。

一 イールズ文書「ウォータタイム・レターズ」の概要

イールズ文書 (Walter Crosby Eells Papers, Whitman College & Northwest Archives) は、アメリカ・ワシントン州にあるホイトマン大学附属ペンローズ図書館内のアーカイブズに所蔵の、全十二ボックス、三六巻からなる文書である。その概要については、鈴木英一らによりすでに紹介されているので、ここでは省略する。そのうち、イールズのアメリカ・ジュニアカレッジ協会事務局長時代の史料としては、同時期に執筆した論文や雑誌記事等を取めた第六巻から第九巻、および第一四巻に収められた「ウォータタイム・レターズ」(Wartime Letters) が該当する。特に後者は、

出所：Eells, W.C. *Wartime Letters, 1942-1945*. American Association of Junior Colleges., Walter Crosby Eells Papers, Box6, Volume 14. Whitman College and Northwest Archives. より作成。

表1は、「ウォータイトム・レターズ」の各号の発行年月日とページ数の一覧である。その第一号は、一九四二年三月三〇日に始まっている。これは、後述する海軍の戦時教育プログラムの情報について、会員に伝える通信であり、ページ数も二ページと少なく、「ウォータイトム・レターズ」のタイトルも付されていない。おそらく、この時点では、イールズはこの通信が五三号まで続くシリーズとなることは想定していなかったであろう。

その後、彼の通信は、個人的な書簡といった体裁から脱して、AAJCの会報らしい体裁を整えていくようになる。第四号からは内容に項目番号が、また第八号からは号数が振られるようになる。このことについて、イールズは、ファイルする上の便宜を図り、会員校からの反応を促進するためと説明している。このころから、ページ数も増え、第八号では初めて「ウォータイトム・レターズ」のタイトルが付されるようになる。特にページ数の多い号は、イールズによる記事だけでなく、関連資料が添付されている場合もある。

「ウォータイトム・レターズ」のこのような変化について、イールズはのちに次のように述べている。

元且は、過去の蓄積を振り返るべき時であるとともに、『ウォータイトム・レターズ』の将来について伝える時でもある。ご存知かも知れないが、『ウォータイトム・レターズ』は、戦時の状況に必要な望ましい適応をなす上で、ジュニアカレッジ関係者にとって特に関心が高く有益なワシントンからの最新の情報を求める、会員校の要望を受けて、一九四二年三月に非常に非公式に始まった。これはやがて、AAJCの公認されたサービスとなっていく。しかしながら私は、それを公式的なものにすることは控えてきた。なぜなら、定期的に発行したわけでもなく、またページ数も制限しなかったからである。つまり、印刷物であるジュニアカレッジ・ジャーナルに必要とされるような制限はしなかった。私は、それを、全てとはいわないまでも、多くの方の関心を引き、重要であると思われる

情報を、可能な限り迅速に届けるため、できる限り各カレッジへの個人的な書簡のように、柔軟で非公式のものに続けようと努めてきた。我々の会員機関には、広範なタイプのジュニアカレッジがあるため、すべての情報がすべての会員にとって等しく関心の高いものであるわけではないことは認識している。しかし、戦時の連邦首都にあるという私の立場によって、各自の特定の好みと能力に見合う項目を自分で選ぶことができるよう、核心的な情報を種類豊富に提供するのが、自分の任務でありその好機であると感じていた。

この記述からも分かるように、戦時下の連邦首都ワシントンにあるAAJC事務局に駐在していたイールズが、会員校の求めに応じて、ジュニアカレッジに関連する情報を逐次伝えた通信が「ウォータイトム・レターズ」であった。

表1が示すように、「ウォータイトム・レターズ」の発行は、確かに定期的というわけではなかったが、一九四二年から一九四五年まで、発行は時期的に大きな偏りなく、比較的コンスタントに行われていた。これは、会員校に伝えるべき動向がこの時期全体を通じて起こっていたことを反映している。つまり、「ウォータイトム・レターズ」が始まった一九四二年には米軍による高等教育機関を活用した教育プログラムの導入、一九四三年には戦後の復興計画策定の本格化、一九四四年にはG Iビルの制定や「一九四六年職業教育法」(Vocational Education Act of 1946)の立法化の動き、一九四四年から一九四五年にかけては、連邦政府による高等教育機関の救済措置など、ジュニアカレッジに関わる連邦の重要政策が次々と展開していったのである。

次節以降では、これらの問題が、「ウォータイトム・レターズ」でどのように論じられていたかを、時期とトピックスごとに、三つに分けて検討する。第一は、一九四二年を中心にした時期の、主として米軍による戦時教育プログラムの展開と高等教育機関の活用問題である。第二は、一九四三年から一九四四年にかけての、戦後の復興問題と

高等教育との関係である。第三は、一九四四年から一九四五年にかけての、戦争による影響と高等教育機関の支援問題である。

二 米軍による戦時教育プログラムの展開とジュニアカレッジ

「ウォータイム・レターズ」の第一号となった、一九四二年三月三〇日付けのA A J C会員機関に対するイールズの書簡は、海軍省より発表されたV-1プログラムについて伝えている。海軍V-1プログラムとは、志願兵を高等教育機関の第一学年・第二学年で教育するというものであり、のちの海軍プログラムや陸軍による同様の志願兵予備役部隊 (Enlisted Reserve Corps、以下ERC) のモデルとなった。⁵⁾ イールズは、これをジュニアカレッジレベルの「完成教育」(terminal education) に対応するものととらえ、他の戦時プログラム以上にジュニアカレッジに適する、と主張している。そして、海軍省航海局 (Bureau of Navigation, Department of Navy) の関係者との個人的なやりとりを通じて感じた問題点を紹介している。⁶⁾

そのうちの一つは、そのプログラムの対象機関には、ジュニアカレッジも含まれるのかどうかという点である。プログラムの志願兵は、「学士号取得につながるコースに在籍している (pursuing a course leading to a baccalaureate degree)」必要がある、とされている。確認すると、この規定にジュニアカレッジの学生は該当しないとのことであったが、その解釈は妥当ではない、というのが、イールズの見解である。

また、プログラムの対象となるべき『『アクレディットされた』教育機関 (accredited institutions)』という言葉の意味するところは何か、という点である。ジュニアカレッジは、州によるアクレディテーション (state

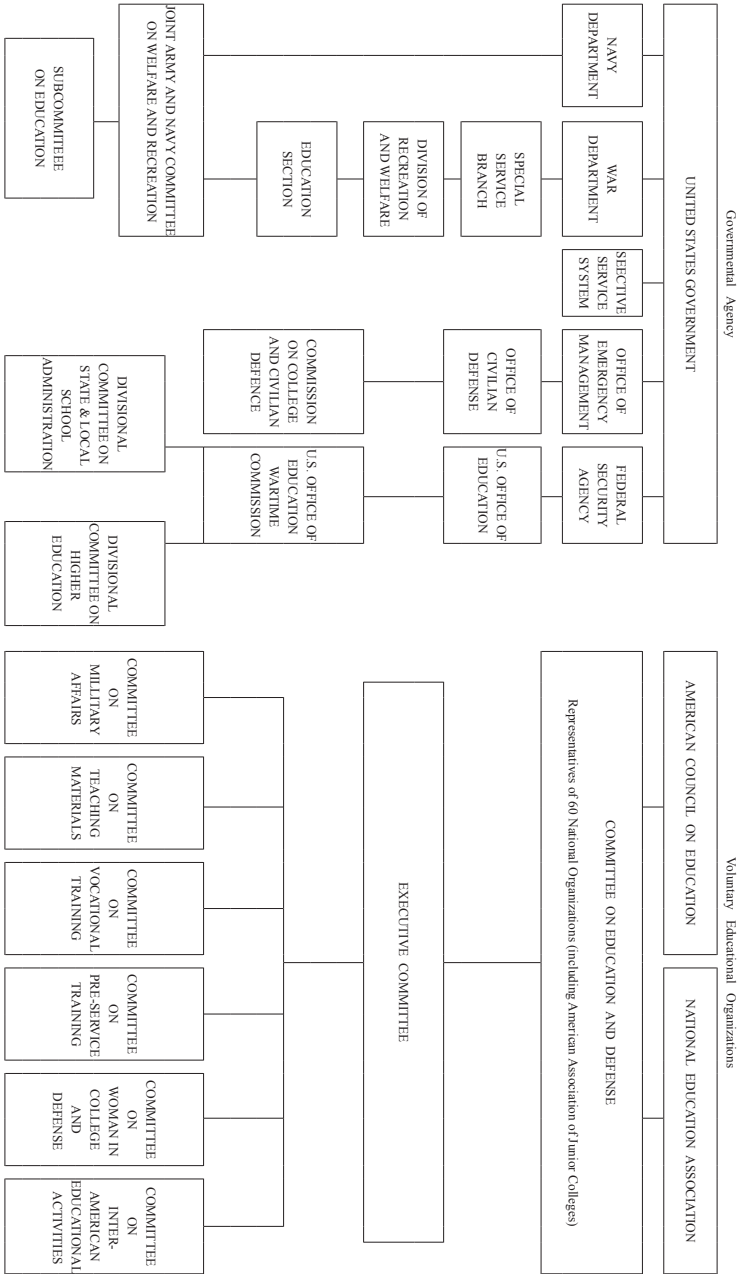
accreditation) を基準に、あるいは地区団体によるアクレディテーション (regional accreditation) によって判断されるのか。アクレディテットされた教育機関についてのどのようなリストが用いられるのか。三月二四日付けで、イールズが航海局のレイク大佐 (Captain F. U. Lake) から受け取った書簡では、「アクレディテットされたジュニアカレッジは、V-1 プログラムを与えるのに適した教育機関のリストの作成に際して、他の高等教育機関と同様の基準で扱われる。リスト作成には、連邦教育局 (U.S. Office of Education) による一九四一年の刊行物 *Institutions of Higher Education Accredited by the State Departments and Education and State Universities* が用いられる」と述べられているため、イールズはそれ以降アクレディテットされたジュニアカレッジについては、*1942 Junior College Directory* が、AAJC 事務所にあるファイルの情報を参照させることを約束した。

ここに見られるように、海軍の戦時教育プログラムは、プログラムの対象となる教育機関にジュニアカレッジが含まれるかどうか、また対象機関の選定に用いられるリストのいう「アクレディテーション」の意味はどのようなものかという疑問を、ジュニアカレッジ関係者に引き起こした。

海軍 V-1 プログラムに関連する情報の提供は、「ウォータイム・レターズ」第二号以降も続いている。第二号では、このプログラムと同様の、海兵隊 (Marine Corps) による、カレッジ第一学年および第二学年対象の士官候補訓練クラス (Candidate Training Classes) の入学募集が、ジュニアカレッジを含むものでなかったことについて、ジュニアカレッジ関係者から批判の声が上がったことに言及している。これに関して、イールズは、海兵隊関係者と協議し、ジュニアカレッジについての彼らの理解が十分でないことに起因すること、今後は改善されるであろうと述べている。¹⁰⁾

また、第二号では、戦時の教育団体と連邦政府機関の相互の複雑な関係が、読み手にも理解できるよう、関係を

表した図を示している(図一)。



図一 戦時体制下の教育関係組織
出所：Eelis, W. C. Wartime Letters, No. 2, April 30, 1942. American Association of Junior Colleges, Walter Crosby Eelis Papers, Box6, Volume 14. Whitman College and Northwest Archives. 2. 7 作成

イールズの協議は功を奏し、海兵隊は、アクレディットされたジュニアカレッジの学生で、卒業後アクレディットされたカレッジまたはユニバーシティに転学し、学士号を取得する意志が確認できることを条件に、ジュニアカレッジの学生もプログラムに受け入れることを決定した⁽¹¹⁾。また、こうしたやりとりを通じて、海軍関係者と接触した結果であるう、イールズは、海軍省の教育諮問委員会 (Advisory Committee on Education) のメンバーになるよう要請されたことも伝えられている⁽¹²⁾。だが、実際には、同様のトラブルは翌一九四三年に至っても起こっており、米軍関係者にとってジュニアカレッジの位置づけの理解は容易ではなかったようである。

さらに、米軍による高等教育機関を利用した教育プログラムの展開だけでなく、戦時下に不足する民間技術者要請のためのプログラム (Engineering, Science, and Management Defense Training Program、以下ESMDT) においても、ジュニアカレッジの卒業生の取り扱いに問題が生じていた⁽¹³⁾。

こうした事態は、そもそもジュニアカレッジという存在のあいまいさに起因していたと考えられる。ジュニアカレッジは、一九世紀末から二〇世紀初頭にかけて、研究中心のユニバーシティが興隆する中で、カレッジの第一・二学年の教育課程が切り離された結果生まれた、第三学年への転学 (transfer) のための準備機関として発達したが、その後次第に成人教育や職業教育、コミュニティサービスなども行う総合的な教育機関となっていた⁽¹⁴⁾。しかも、徴兵制との関係でカレッジが第二学年終了後に学士号を出すことを検討するようになる中では、ジュニアカレッジの存在意義はますます問われることになる。これに対して、イールズは、多くのジュニアカレッジが、准学士号 (associate degree) を出している実態に鑑み、これをジュニアカレッジの完成教育の指標とすることを提案している⁽¹⁵⁾。

だが同時に、完成教育としてのジュニアカレッジのアピールは、その「カレッジ」としての位置づけをあいまいにする諸刃の剣となる。現に、陸軍・海軍・海兵隊合同による志願兵の教育プログラムの対象機関の選定に際して、

ジュニアカレッジは、完成教育のコースを提供するものであって、四年間で卒業生を輩出する機関ではないとして、いったん対象外とされたのである。⁽¹⁸⁾これに対してイールズは、ジュニアカレッジの完成教育カリキュラム (terminal curricular) についての誤解に基づく決定であると批判し、このカリキュラムが、他のカレッジやユニバーシティに転学できるリベラルアーツのカリキュラムであり、これこそがまさにアクレディテーションの意味するところであると主張している。⁽¹⁹⁾結局、この問題に関しては、アクレディットされた高等教育機関として連邦教育局作成のリストに掲載されていることが確認された教育機関から、選定対象のリストを作成することになり、ジュニアカレッジもその対象となった。⁽²⁰⁾とはいえ、最終的に選定された四八八機関、一四五七プログラムのうち、ジュニアカレッジは二一校にとどまり、ジュニアカレッジがこうした戦時教育プログラムの中で存在感を放つことは困難であった。

戦時教育プログラムの対象機関選定に用いられたのは、一九四一年刊行の連邦教育局のリストであったが、これはジュニアカレッジ一二〇校が掲載されていないなど、ジュニアカレッジにとっては不備の多いものであった。これについて、イールズは、「アクレディテーション」の解釈が当時定まっていなかったため、こうした不備が新しいリストでは修正されるよう要望していると述べている。⁽²¹⁾

戦時下、米軍の行う高等教育機関を用いた教育プログラムに採用されることに、ジュニアカレッジは活路を見いだした。しかし、対象機関の選定の際にアクレディテーションが基準とされたことで、ジュニアカレッジが不利益を受けることもあった。そうした状況の改善に奔走するイールズにとってのアクレディテーションの経験とは、ジュニアカレッジの独自性と存在意義についての主張を通じてなされたのであった。

三 戦後の復員問題とジュニアカレッジ

戦後の復員問題は、一九四二年、アメリカ教育協議会 (American Council on Education、以下 ACE) に設置された「戦後マンパワー会議 (Post-War Manpower Conference) や、ローズヴェルト大統領の主導により設定された「戦後の軍人の教育機会についての委員会 (Armed Forces Committee on Post-War Educational Opportunity for Service Personnel) 以下オズボーン委員会」において検討され始めた。⁽²³⁾ 「ウォータイム・レターズ」で、最初に言及が見られるのは、一九四二年一〇月三十一日の第一〇号であった。先述したように、米軍による戦時教育プログラムの対象機関の選定に当たって、ジュニアカレッジのアクレディテーションの問題が浮上しており、これに関連して、アクレディテーションは兵隊の復員後の再訓練プログラムにおいても重要なものとみなされつつあることが言及されている。⁽²⁴⁾

高等教育に関わる復員問題には、四種類があった。一つは、従軍中の教育経験を、復員後にどのように評価するかという問題である。米軍は、一九四一年、高等教育機関によって提供される、通信教育 (correspondence course) やエクステンションのコースを、陸軍インスティテュート (United States Army Institute、以下 USAI) として成立させていた。⁽²⁵⁾ このようなコースにおいて取得される単位をどのように認定するかが、ACE 中の「アクレディテーション手続きに関する委員会 (Committee on Accreditation Procedures)」で検討され始めたのである。⁽²⁶⁾

復員に関わる問題の二つめは、学期の途中で徴兵されて学業を離れたケース (incomplete work) をどうするか、というものであった。しかし、これに関する高等教育諸団体や中等教育アクレディテーション団体の意見はまともならず、教育機関によってまちまちな対応となる様子が伝えられたのみであった。⁽²⁷⁾

復員問題の三つめは、G I ビルなど、復員兵の受け入れ体制の整備に関わる動きであり、「ウォータイム・レタ

ーズ」において、三つのうちではもつとも紙幅が割かれた問題であった。その最初の言及は、先述したように、戦時教育プログラムの機関選定問題に関わつてのアクレディテーション問題について論じている中でなされているが、それ自体として取り上げられるようになったのは、一九四三年三月に入つてからのことであつた。その時期、連邦議會で、復員兵の再訓練に関する法案が複数提出され、事態がめまぐるしく展開し始めていた。イールズは、こうした連邦議會の動きを伝えるとともに、私立ジュニアカレッジ関係者から、この立法によつて、私立ジュニアカレッジが不利になるのではという不安の声が上がっていることを紹介しつつ、それを否定する見解を展開している。⁽²⁸⁾

こうした状況の中、「一九四三年傷痍軍人職業訓練法 (Act Providing for Vocational Rehabilitation of Disabled Veterans、以下、傷痍軍人職業訓練法)」がいち早く成立し、その管轄がVAとなると、再訓練の機関としてのジュニアカレッジの活用に対する期待が高まつた。⁽²⁹⁾ イールズは、一九四三年四月より、VAの職業再訓練サービス局 (Vocational Rehabilitation Service) の局長となつたスターリング (H. V. Stirling) と会合を持ち、ジュニアカレッジへの関心を引くことができた。職業再訓練サービス局が対象となる職業訓練を、専門性の高さに従つて5つのレベルに分けたうち、ジュニアカレッジの教育は4段階の半専門職 (semi-professional) に相当するものであることは、従来からジュニアカレッジが主張していたところである、と論じている。⁽³⁰⁾

また、一九四三年一〇月以降は、復員兵再適応プログラムの制定に関わり、ACEが諸機関に意見聴取を行った結果、連邦政府が教育機関に学費を支払うという案が採用されたことが伝えられている。⁽³¹⁾ AAJCは、退役軍人に直接学費が支払われるという案を支持しており、⁽³²⁾ 連邦政府の統制が教育機関に及ばないとして、この案への賛成意見の方が多かったが、最終的には教育機関への支払いという案で合意するに至つた。これにより、ジュニアカレッジには、カリキュラムやアクレディテーション、財政などの課題が生じることが述べられている。⁽³³⁾

一九四三年一二月には、復員兵再適応プログラム立法化の動きが連邦議会で起こった。上院に提出された法案は、オズボーン委員会の勧告を受けて提出されたものであり、教育諸団体は法案の検討に入ったが、この法案には、ジュニアカレッジが言及されていないなどの問題点があることを、イールズは指摘している。また、同時期に下院に提出された法案は、上院の法案とは異なり、プログラムの管轄をVAとしていることに言及している。また、ジュニアカレッジの一部から、上院の法案への反対意見とジュニアカレッジの文言を挿入する要望が表明されたことが伝えられている。³⁵⁾

しかし、米軍による戦時教育プログラムのときと同様、ジュニアカレッジが対象機関になるのかどうかはつきりしないという状況は、米軍関係者と教育機関関係者が同席した上院公聴会の席で、解決する方向性が見られた。その席にイールズは出席し、ジュニアカレッジについて確認したところ、対象であるとの見解を得たためである。また、このころ新たに提出された下院の法案にも、ジュニアカレッジへの明確な言及はないが、含まれているようにも思われること、この法案が先の下院法案同様、プログラムの管轄をVAとしていないことから、再適応プログラムの管轄はVAになるのではないかとの見通しを語っている。³⁶⁾

このような状況のもと、一九四四年初にAAJCの大会が行われた際、ローズヴェルト大統領から、ジュニアカレッジの重要性への認識と復員問題への貢献を期待する内容を含む祝辞がイールズに届いたことが伝えられている。「ウォータイトム・レターズ」第三〇号に添付されたその書簡のコピーには、ジュニアカレッジが今では「アメリカ教育界の強健な若者」となっており、アメリカや世界が直面する諸問題に関するコースとともに技術的ないしは職業的準備を与える完成教育コースは、多くの復員兵に求められるであろうと述べられている。³⁶⁾ジュニアカレッジのあいまいな位置づけが問題にされることは、これ以降の「ウォータイトム・レターズ」にはほとんど見られなく

なっている。

復員兵の再適応に関しては、一九四四年に入ってから新たな法案が複数提案され、連邦議会の状況は混沌としていた。「ウォータイム・レターズ」は、関連情報を逐次伝えつつ、中心的な問題点を挙げている。その一つは、再訓練プログラムの管轄がVAである点、今一つは対象となる教育機関の承認 (approval) をVAが行う点についてである。教育諸団体は既存の州の教育組織による管轄を強く求めており、A A J Cとしてもその点で、最初の下院法案を支持していた。⁽³⁸⁾しかし、最終的には、最初の上院法案に含まれた内容を持つ法案が採用され、G I ビルとして同年六月二日に成立した。なお、法律には、ジュニアカレッジも含まれることが明記された。⁽³⁹⁾

この法律の施行に際して、VA局長のハインズ准将 (Brig. General Frank T. Hines) の出した声明が紹介されている。それによると、施行においては、「傷痍軍人職業訓練法」と同様の裁量が行われること、州の教育組織を通じて承認された (approved) 教育機関のリストを提出するよう州知事が既に求められたところもあること、陸海軍・教育機関・VA地区事務所 (regional office) の間で、復員兵がなるべく早く訓練に入れるような手続きの整備が進められていることなど、準備が進んでいる様子であった。⁽⁴⁰⁾

復員問題の四つめは、「一九四六年職業教育法」制定に関わるものである。G I ビル問題がほぼ落ち着いた一九四四年五月二三日、連邦議会上院に関連法案が提出された。これは、「一九一七年職業訓練法 (スミスーヒューズ法)」の内容を基本的には踏襲するものであり、復員兵に職業訓練プログラムを提供する目的であった。補助の対象となる職業訓練とは、「カレッジ学年未満でハイスクール修了後レベル (in the post-high school level less than college grade)」と「ごうものであり、ジュニアカレッジが対象機関に含まれるのかどうか、再びこでも問題となった。⁽⁴¹⁾これに関して、会員校から法案の文言を修正する要望が出された。それは、「シニアカレッジ未満 (less

than senior college)」「学士号取得につながる完成的な性質を持つもの (work of a terminal nature not leading to a baccalaureate degree)」「[「ロニユニティでの職業のための訓練に企画された『完成』教育 (‘terminal’ education designed for training for community occupations)」「専門職に分類されない職業に個人が効果的に適応しよう企画された職業および／または職業・技術的教育 (‘vocational and / or vocational-technical education designed to fit individuals effectively for occupations below the professional classification)』などといったもので、ジュニアカレッジも対象機関に含まれるような表現に変えるというものであった。

この法案をめぐって、教育関係者と連邦教育局長官のスタンドベイクカー (John Ward Stundebaker) との間で会合が八月に持たれ、この文言の解釈についての意見が求められた。イールズは、次のような意見を表明した。スミレーヒューズ法が制定された一九一七年には、ジュニアカレッジ運動はまだ起こったばかりであり、ジュニアカレッジはシニアカレッジやユニバーシティへ転学するための最初の二年間、リベラルアーツを学ぶ目的にほとんど限定されており、職業訓練を行う機関はまれであった。しかし、その後二五年を経て、職業訓練のパターンやレベルも大きく変わり、半専門職的な分野が発達してきた。それらには、「完成教育」と呼ばれる、ハイスクールレベル以上の二年間のカレッジ教育がふさわしいとみなされる。また、長官の「学位 (degree) につながる職業準備に連邦政府が支援するのは適切か」との質問に、長官のいうところの「学位」とは「学士号 (baccalaureate or equivalent degree) であるが、現在ジュニアカレッジの多くや、主要なユニバーシティの教養課程 (lower division) では、「准学士号」が、そこで学業を終える学生 (terminal student) にも、さらに学士号を目指す学生にも、一樣に与えられているとして、「完成教育」が「准学士号」という学位取得と結びついていると反論している。だが、こうした反論も空しく、ジュニアカレッジに文言の修正はなされることはなく、以後この法案に関する情報は途絶え

ていく。

戦後の復員問題では、復員兵に対する教育訓練への補助を行うことを規定する法律の制定過程で、その教育訓練の機関にジュニアカレッジが含まれるのかどうかという点に、「ウォータタイム・レターズ」の関心は集中していた。ジュニアカレッジが、学士号に直接つながるコースを持つカレッジないしはユニバーシティではなくとも、それらとは転学を通じてつながる教育機関であり、またジュニアカレッジは転学準備だけでなく、半専門職的な職業訓練をも行う、「准学士号」を授与する「完成教育」の機関であるという自意識は、意図に反してジュニアカレッジの立場をあいまいなものにしていった。

しかし、復員問題の関連立法の際には、ジュニアカレッジのアクレディテーションが大きく議論された様子は、史料からは特に窺えない。ただし、対象となる機関の承認をVAが行う際に、州の教育組織からアクレディテーションに関する情報を得るといふ手段が用いられるなどしていたことから、実際の法律の運用に際してアクレディテーションが問題化していく可能性はあったのかもしれない。しかし、少なくともジュニアカレッジに関して、アクレディテーションは復員問題を契機に問題化したわけではないことが、ここでの分析からはいえよう。

四 戦争による影響と高等教育への補償問題

前二節で検討した米軍による戦時教育プログラムも、また戦後の復員問題でも、ジュニアカレッジが対象機関になることを望んだ背景には、徴兵等に伴う学生の減少があったと思われる。

ジュニアカレッジの学生減という問題は、「ウォータタイム・レターズ」でもしばしば報じられているが、その最

初は、第七号であった。ただし、ジュニアカレッジの出席率 (attendance) が低下していると伝えつつも、増加している機関もあるとしている。⁽⁴³⁾

この問題に関して、イールズは必ずしも悲観的ではなく、ジュニアカレッジのみならずカレッジ・ユニバーシティでも同様であると述べたり、⁽⁴⁴⁾ジュニアカレッジの閉鎖が相次ぐとの報道がなされたことについても、新たに開設するジュニアカレッジもあるとして反論を展開したりもしている。⁽⁴⁵⁾

戦争による高等教育機関への影響は、一様ではなかった。例えば、一九四三年から一九四四年にかけての年度の入学者 (enrollment) について見ると、全体では、一九四〇年のピークと比較して四分の一減少している。しかし、この減少分を補ったのが米軍の教育プログラムによる入学者であり、全入学者数の四分の一を占めている。また、民間人の入学者を見ると、男子は六五%もの減少である一方で、女子は五%にとどまっている。ジュニアカレッジについては、米軍関係者と民間人を合わせた入学者数は、前の年度と比べて三分の一と大きく減少しているが、教員養成カレッジでは一五%減、ユニバーシティ・カレッジ・プロフェッショナルスクールでは五%減と、相対的に少ない。⁽⁴⁶⁾ジュニアカレッジの多くが深刻な学生減を経験していたと考えられるのに対して、ユニバーシティ・カレッジ・プロフェッショナルスクールなどでは、それほど影響がなかった機関も多かったのではないかと思われる。ただし、民間人のみに関していえば、入学者数は、ユニバーシティ・カレッジ・プロフェッショナルスクールなどでも一九三九年以降四二%減少しており、ジュニアカレッジの五二%、教員養成カレッジの五三%と比較しても、深刻でないとはいいたい状況であった。⁽⁴⁷⁾学生数の減少に伴う財政難を救ったのが、米軍による戦時教育プログラムであったといえる。⁽⁴⁸⁾

こうした状況を受けて、一九四四年一月、連邦議会下院教育委員会の諮問委員会 (Advisory Committee on the

House of Representatives Committee on Education) の会合が開かれ、高等教育機関の窮状について話し合われた。その場で確認されたのは、戦争の影響が高等教育機関によってさまざまであり、徴兵等によって相当の学生減が見られたこと、それに伴い授業料収入が減少したこと、そのような状況に対して、教員一人当たりの担当科目数の増加や科目数の削減、パートタイム教員への転換など各教育機関がさまざまな対策を打たねばならなかったこと、などである。⁽⁴⁹⁾その後まとめられた委員会の報告書は、二二の表と二つの図を含む五七ページに及ぶものであったが、うち九つの表がジュニアカレッジを扱ったものであった。そして、報告書に基づき、開戦前（一九三七年～一九四〇年）の入学者数の平均の六〇％以下の状態が、三クウォーターまたは二セメスターにわたって続いている場合には、深刻な財政状態にあるとして連邦政府による救済の対象候補となるとされた。⁽⁵⁰⁾

戦争は、高等教育機関の中でもとりわけジュニアカレッジの多くに、深刻な影響をもたらし、学生の減少や財政難により閉鎖に追い込まれる機関もあった。連邦政府はこれに対して、財政的な支援を行う救済措置を講じることとした。米軍による戦時教育プログラムの展開は、高等教育機関の協力が必要とするものであったが、高等教育機関の一部にとっては財源の提供という形で連邦政府からの協力であり、両者の関係性の強まりを意味した。プログラムの対象に選定されなかった多くの教育機関も、選定の過程を通じて、また選定以外の形で連邦政府の支援を受けることで、連邦政府との関係を深めていったといえよう。

おわりに

本稿では、イールズが戦時下のアメリカ・ジュニアカレッジ協会事務局長在任中に、連邦政府の高等教育に関する政策の動向を伝える目的で、会員校に送った「ウォータタイム・レターズ」を分析し、彼のアクレディテーションに関わる経験がどのようなものであったかを明らかにした。

その結果、少なくともこの時期のジュニアカレッジの立場で、アクレディテーションの問題が重要になったのは、米軍による戦時教育プログラムの展開に際してであった。GIビルの含む戦後の復員対策や、徴兵による学生減から生じた高等教育機関への財政的支援の導入なども、戦時教育プログラム導入以降の一連の連邦政府と高等教育機関との関係の深化の過程で行われたものであり、その対象機関の選定にしばしば、アクレディットされた機関としての連邦教育局のリストへの掲載という基準を用いることが、次第に定着していったといえる。

アクレディテーションに関する先行研究では、GIビルの制定や施行が、アメリカ高等教育におけるアクレディテーション・システムの進展をもたらしたと指摘されてきた。しかし、本稿の分析からは、GIビルそのものがアクレディテーション・システムの進展にインパクトを与えたというよりも、むしろ、連邦政府と高等教育機関の相互の協力関係が深まる過程でシステムが進展していく流れの連続性のもとに、GIビルの制定・施行を位置づける必要性があるのではないかと考えられる。

GIビルの高等教育拡大へのインパクトは、従来強調されすぎてきたことを、近年の研究は指摘している³¹。GIビルは、高等教育拡大の契機というよりも象徴であるとするセロウのこの見解を援用するならば、アクレディテーション・システムの進展に果たしたGIビルの役割も、その象徴性のために過大視されすぎてきたのかもしれない。

ただし、本稿で扱った「ウォータイム・レターズ」からは、G Iビルの本格的な施行の前の時期までの状況しか把握できないため、G Iビル自体がアクレディテーション・システムの進展に与えた影響については、さらに詳細な検討が必要である⁽⁵²⁾。

米軍とアメリカ高等教育との関わりは、「一九一六年国防法 (National Defense Act of 1916)」および「一九二〇年国防法 (National Defense Act of 1920)」のもとで、「予備役将校訓練部隊 (Reserve Officers Training Corps)」プログラムが最初に導入された第一次大戦期にさかのぼることができる⁽⁵³⁾。本稿で見たように、アクレディテーションに関しては、連邦政府のリストが重要な位置づけを占めるようになっていたが、このリストの刊行は、一九一七年に開始されている⁽⁵⁴⁾。高等教育におけるアクレディテーション・システムの確立については、第一次大戦時の高等教育政策との関連性や第二次大戦時に至るまでの連続性にも、目を向ける必要性があるのかもしれない。

なお、本稿の直接的な関心ではないために検討できなかったが、「ウォータイム・レターズ」には、アメリカ高等教育で学ぼうとする外国人留学生の受け入れに関わって、アクレディテーションが問題になっていたことや、戦後の外国での教育の計画について伝える記事も見られる⁽⁵⁵⁾。また、AAJC事務局長時代のイールズは、米軍や退役軍人管理局関係者との接触が多かったことが推測され、のちにVA外国教育課に転じるに至るイールズの人脈や関心との関連性が示唆される。

最後に、「ウォータイム・レターズ」に見られるイールズのアクレディテーションに関わる経験と、彼が占領下日本でアクレディテーション・システムの導入に積極的な言及を行ったこととの関連性について考察しておきたい。イールズは、一九四七年五月の第一回大学設立基準設定連合協議会で、「・・・四番目に大学基準適用ということを通じて、大学から大学院へ転入することを可能ならしめます。多分日本におきましては、ほとんどん大学は

できると思います。しかし、その中の僅かないいものが、長い年月にわたつて非常にいい大学院を作ることが希望します。そうするといろいろ異つた四年制大学からこういう非常に数の少ない大学院に転入したいという学生がふえてきます。／＼こういう非常にいい大学院が学問的水準が下がるのを防止するために、ただこういう基準の適用された大学の卒業でなければ取らない。そういうことになれば非常に資格のいい学生を得ることができ⁵⁶ます」とも述べている。ジュニアカレッジのアクレディテーションに関するイールズの理解では、「あるジュニアカレッジがアクレディットされているとみなされるのは、その卒業生が、その州の州立ユニバーシティや、同様の質の他の四年制のアクレディットされた教育機関の第三学年 (Junior year) に、単位を失うことなく転学 (transfer) でき⁵⁷る場合」をいう。つまり、上位の教育機関への入学基準を保証するのがアクレディテーションというシステムなのである。これは、寺崎がいうように、官立大学だけでなく、さまざまなレベルの私立大学や高等教育機関が存在し、それらがどのようにして大学になるのかという混沌とした状況にあった戦後日本高等教育において、大学院という上位の教育機関への転入を可能にする基準としてアクレディテーションに言及した背景にあった、イールズのアクレディテーションの経験の一つといえるのかもしれない。

- (1) 林 雅代「米軍占領・駐留下の日本における米兵教育とアクレディテーション・イールズ文書に注目して」『アルケイア』第五号、二〇一一年、五五―七六ページ。
- (2) 新堀通也「アクレディテーションとアメリカの高等教育」天城勲・慶伊富長編『大学設置基準の研究』東京大学出版会、一九七七年、三五―七五ページ、金子忠史「変革期のアメリカ教育―大学編―」東信堂、一九八四年、前田早苗「アメリカの大学基準成立史研究」東信堂、二〇〇三年、Seldon, William K., 1960. *Accreditation: A Struggle over Standards in Higher Education*. Harper and Brothers Publishers, Orlands, Harold, 1975. *Private Accreditation and Public Eligibility*, D.C. Health and Company.
- (3) 酒井裕史「大学基準とC&Eの高等教育政策」『教育行政研究』第四号、一九九二年、四九―六三ページ、および「大学基準の設定とその運用方法に関するC&Eの政策」『教育行政研究』第五号、一九九三年、一―六三ページ、日永龍彦「戦後改革期における大学のアクレディテーションに対する理解」『大学評価研究』第七号、二〇〇八年、九三―一〇一ページ。
- (4) W. C. イールズ「大学基準適用について」(抄) 大学基準協会事務局高等教育研究 部門編『資料にみる大学基準協会五十年の歩み』大学基準協会、一九九七年、二二―三二ページ所収。引用箇所は、二三ページ。
- (5) 『戦後教育改革資料六 海外学術研究・報告書 占領期日本教育に関する在米史料の調査研究』国立教育研究所、一九八八年、九七―一〇七ページ。また、林、前掲も参照。
- (6) Eells, W.C. *Maritime Letters*, October 3, 1942. American Association of Junior Colleges, Walter Crosby Eells Papers, Box6, Volume 14. Whitman College and Northwest Archives. なお、以後の「ウォータイム・レターズ」引用では、書誌情報および所蔵状況は同様であるため省略する。
- (7) Eells, *Maritime Letters*, January 1, 1945. 1. The Wartime Letter.
- (8) Keefer, Louis E. 1988. *Scholars in Foxholes: The story of the Army Specialized Training Program in World War II*. McFarland & Company, Inc. p19.
- (9) Eells, *Maritime Letters*, No.1, March 30, 1942. なお、ジュニアカレッジを「完成教育」の機関として独自に位置づけるイールズのアイデアについては、坂本辰朗「コミュニティ・ジュニア・カレッジ成立過程研究序説」『哲学』第六七集、一九七八年、一一七―一四一ページ、および立川明「アメリカ合衆国での人文学の復興と日本の戦後高等教育改革」『国際基督教大学学報 Ⅰ―A 教育研究』四四、二〇〇二年、一一―一五ページ、に言及がある。

- (10) Eells, *Warime Letters*, No.2, April 30, 1942.
- (11) Eells, *Warime Letters*, No.3, May 9, 1942.
- (12) Eells, *ibid*.
- (13) 例へば Eells, *Warime Letters*, No.25, September 25, 1943. 6.Further Accreditation Problem
- (14) Eells, *Warime Letters*, No.6, August 6, 1942. The ESMDT Program. なお、戦時の民間労働者訓練プログラムについては、ノロル ド・W・スタブルフィールド&パトリック・キーン(小池源吾・藤村好美訳)『アメリカ成人教育史』明石書店、二〇〇七年、二七四―二七六ページを参照。また、そこでは触れられていないが、医師養成についても同様のプログラムが展開しており、その後もジュニアカレッジの認識をめぐるトラブルが起つていった。Eells, *Warime Letters*, No.24, August 20, 1943. 2
- Utilization of Junior Colleges.
- (15) 坂本、前掲、一三四―一三六ページ参照。
- (16) Eells, *Warime Letters*, No.3, May 9, 1942.
- (17) Eells, *Warime Letters*, No.5, June 20, 1942.
- (18) Eells, *Warime Letters*, No.8, October 3, 1942. 1. Junior College Status with Joint College Procurement Committee.
- (19) Eells, *ibid*.
- (20) Eells, *Warime Letters*, No.11, November 17, 1942. 3. Approved Junior Colleges.
- (21) Eells, *Warime Letters*, No.18, April 7, 1943. 1. Approval of Colleges.
- (22) Eells, *Warime Letters*, No.6, September 12, 1942. 5. Accreditation Bulletin.
- (23) 犬塚典子『アメリカ連邦政府による大学生経済支援政策』東信堂、2006年、三六―三七ページ。
- (24) Eells, *Warime Letters*, No.10, October 31, 1942. 5. Accreditation.
- (25) Schwartz, Rudolph, *Non-Military Education in the United States Army and Air Force, 1900-1960*. New York University, Ed. D Dissertation, 1963, pp.108-113.
- (26) Eells, *Warime Letters*, No.13, December 23, 1943. 6. Credit for Military Training and Experience.
- (27) Eells, *Warime Letters*, No.15, February 10, 1943. 9. Credit for Incomplete Work.
- (28) Eells, *Warime Letters*, No.17, March 19, 1943. 5. Rehabilitation Legislation.
- (29) Eells, *Warime Letters*, No.18, April 7, 1943. 3. Rehabilitation Legislation.
- (30) Eells, *Warime Letters*, No.21, June 19, 1943. 5. Further Information on Rehabilitation.
- (31) Eells, *Warime Letters*, No.27, November 12, 1943. 1. Educational Opportunities for War Service Personnel.
- (32) Eells, *Warime Letters*, No.26, October 9, 1943. 6. War Service Education.
- (33) Eells, *Warime Letters*, No.27, November 12, 1943. 1. Educational Opportunities for War Service Personnel.

- (34) Fells, *Maritime Letters*, No.28, December 9, 1943. 1. Proposed National Legislation.
- (35) Fells, *Maritime Letters*, No.29, December 22, 1943. 4. The Corresponding House Bill.
- (36) Fells, *Maritime Letters*, No.30, January 18, 1944. 9. Federal Legislation.
- (37) Fells, *Maritime Letters*, No.35, April 21, 1944. 3. National Legislation.
- (38) Fells, *Maritime Letters*, No.36, May 13, 1944. 1. ACE Meeting.
- (39) Fells, *Maritime Letters*, No.38, June 17, 1944. 1. The Omnibus Bill.
- (40) Fells, *Maritime Letters*, No.39, July 1, 1944. 2. The Omnibus Bill.
- (41) Fells, *Maritime Letters*, No.37, June 7, 1944. 1. Vocational Education Bill.
- (42) Fells, *Maritime Letters*, No.40, July 27, 1944. 2. Vocational Education Bill.
- (43) Fells, *Maritime Letters*, No.7, September 12, 1942. 11. Enrollment Estimates.
- (44) Fells, *Maritime Letters*, No.8, October 3, 1942.
- (45) Fells, *Maritime Letters*, No.11, November 17, 1942. 5. Closing of Junior Colleges.
- (46) Fells, *Maritime Letters*, No.28, December 9, 1943. 11. 1943-1944 College Enrollment.
- (47) Fells, *Maritime Letters*, No.36, May 13, 1944. 10. Effect of War on Colleges.
- (48) Keefer, Louis E. 1988. *Scholars in Foxholes: The story of the Army Specialized Training Program in World War II*. McFarland & Company, Inc., pp.30-31.
- (49) Fells, *Maritime Letters*, No.46, December 7, 1944. 1. Congressional Advisory Committee.
- (50) Fells, *Maritime Letters*, No.51, March 9, 1945. 2. Advisory Committee on Education—Possible Effect on Junior Colleges.
- (51) Serow, Robert C. 2004. Policy as Symbol: Title II of the 1944 G.I. Bill. *Review of Higher Education*. Vol. 27, Iss.4.
- (52) 前田‘前掲’四八ページでは、戦時教育プログラムと復員問題において、アクレディテーションが重要性を持つようになったことを指摘している。しかし、両者の関係性については、検討されていない。
- (53) 大塚‘前掲’七四―七五ページ。
- (54) 新堀通也「アクレディテーションとアメリカの高等教育」天城勲・慶伊富長編『大学設置基準の研究』東京大学出版会、一九七七年、五三ページ。
- (55) Fells, *Maritime Letters*, No.51, March 9, 1945. 10. Education Abroad After the War.
- (56) イールズ‘前掲’二八ページ。
- (57) Fells, *Maritime Letters*, No.3, May 9, 1942.
- (58) 寺崎昌男「大学基準協会の歴史とわが国における大学評価の特質」『大学は歴史の思想で変わる』東信堂、第二章、二〇〇六年、一五八ページ。

Accreditation through the Eyes of Junior College
Administrators in the Wartime:
An Analysis of *Wartime Letters* by Walter C. Eells

HAYASHI Masayo

Abstract

This paper examines *Wartime Letters* by Walter C. Eells, which were sent to the member colleges of the American Association of Junior Colleges from 1942 to 1945. The *Letters* aimed to inform updated information concerning the wartime higher education-related policies of the United States government.

During the period, it was in the development of the college procurement program by the United States Armed Forces when problems of accreditation concerning junior colleges occurred. Programs subsequent to the procurement : Veterans' rehabilitation and readjustment programs, and relief for higher educational institutions due to the war, seemed to follow the same procedure for listing the appropriate institutions. Accreditation system was promoted in the American higher education through referring to the list of accredited institutions by the U.S. Office of Education.